

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 野呂 充

大阪市個人情報保護条例第 43 条に基づく不服申立てについて（答申）

別表 1 から別表 6 の（い）欄により諮問のありました件について、次のとおり一括して答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が行った別表 1 から別表 6 の（か）欄に記載の決定（以下それぞれ「本件決定 1」から「本件決定 6」といい、これらを総称して「本件各決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 利用停止請求

異議申立人は、別表 1 から別表 6 の（う）欄に記載の請求日に、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 36 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、別表 1 から別表 6 の（え）欄に記載の旨の利用停止請求（以下それぞれ「本件請求 1」から「本件請求 6」といい、これらを総称して「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求について、別表 1 から別表 6 の（き）欄に記載の情報（以下それぞれ「本件情報 1」から「本件情報 6」といい、これらを総称して「本件各情報」という。）を特定した上で、利用停止を行わない理由を別表 1 から別表 6 の（く）欄に記載のとおり付して、条例第 40 条第 2 項に基づき、本件各決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別表 1 から別表 6 の（け）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 項に基づき異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね別表 1 から別表 6 の（こ）欄に記載のとおりである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定1について

- (1) 不承認とした理由として、条例第6条第1項では、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該明確にされた事務の目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならないとされている。

〇〇医院は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条に規定された指定医療機関であり、同法第50条では「指定医療機関は懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。」と規定されているが、本件情報1のうち〇〇医院の記録は、同医院が休日・夜間診療依頼証による異議申立人の受診を拒否したとの主張から始まっているものであり、〇〇医院への謝罪要求などを求められたこと及びその進捗状況を記録したものであり、指定医療機関そのものが生活保護に関するものであり、生活保護記録の目的に合致していることから条例第6条第1項の違反にはならない。

本件情報1のうち「教示」についても、外国籍の被保護者への保護決定通知書に不服申立ての記載がないことに対する異議申立人の抗議とその対応を求められたこと及びその進捗状況を記録したものである。教示そのものが生活保護に関するものであるし、同様に生活保護の目的に合致していることから条例第6条第1項の違反にはならない。

- (2) 条例第6条第2項では、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならないとされているが、本件情報1は異議申立人の生活保護に係る記録であり、条例第6条第2項に係る個人情報ではないことから同項の違反にはならない。
- (3) 条例第6条第3項では、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならないとされているが、本件情報1は異議申立人からの抗議などを記録したものであり同項の違反にはならない。
- (4) 条例第7条第1項では、条例第6条第3項の規定により本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ、本人に対し、当該個人情報に係る事務の目的を明示しなければならないとされているが、本件情報1は異議申立人から口頭により個人情報を収集しており、書面により収集したものではないため、条例第7条第1項の違反にはならない。

2 本件決定2について

異議申立人は本件請求2に係る利用停止請求書の「利用停止請求の理由」欄に「条例第6条第3項の規定に違反して、収集されたと思われる為」と記載しているが、次のとおり条例第6条第3項に基づき適正に収集したものである。

- (1) 「保護変更申請書（傷病届）」、「住宅扶助申請書」等の請求者から提出された書類や請求者からの発言内容は、本人から収集したものである。

- (2) 「医療可否意見書」、「給付可否意見書」は、生活保護法第 15 条に基づく医療扶助を実施する際には、大阪市生活保護法施行細則（昭和 31 年大阪市規則第 61 号）第 10 条で、被保護者に対し実施機関が交付するものとなっているが、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日付け社発第 727 号 厚生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。）の「第 3 医療扶助実施方式」において「各給付可否意見書の提出については、申請者の事情等により指定医療機関から直接提出させても差しつかえないこと。」と定められており、医療機関が法令等に基づき送付した文書を収集したものである。
- (3) 「診療報酬明細書」は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）第 1 条第 4 項で生活保護法第 15 条の医療扶助又は医療支援給付ができると定められており、医療機関が法令等に基づき送付した文書を収集したものである。

3 本件決定 3 について

- (1) 本件情報 3 は、請求者が当日、生野区役所に来庁した際の、請求者の実態、要望及び世帯への援助や決定に関することについて、ケースワーカーが記録したものである。
- (2) 条例第 6 条第 1 項では、個人情報収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該明確にされた事務の目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならないと規定しているが、本件情報 3 は、生活保護の実施に関わるものであり、また、ケース記録の目的に合致しているため、同項に違反しない。
- (3) 条例第 6 条第 2 項では、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならないと規定しているが、同項に定める思想、信条及び宗教に関する個人情報ではないため、同項に違反しない。
- (4) 条例第 6 条第 3 項では、個人情報収集しようとするときは、本人から収集しなければならないと規定しているが、本人から収集しているため、同項に違反しない。
- (5) 条例第 7 条第 1 項では、条例第 6 条第 3 項の規定により本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ、本人に対し、当該個人情報に係る事務の目的を明示しなければならないと規定しているが、異議申立人から口頭により個人情報を収集しており、書面により収集したものでないため、条例第 7 条第 1 項に違反しない。
- (6) 本件情報 3 については、眼鏡の不支給に対して異議申立人が大阪府へ審査請求し、実施機関が証拠書類として大阪府に提出しているが、審査請求に対する大阪府への証拠書類の提出については、行政不服審査法第 28 条で規定しており、条例第 10 条第 1 項ただし書第 1 号に該当するため同項に違反しない。
- (7) 条例第 13 条第 3 項では、事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報を確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならないと規定しているが、事務の目的を

超えて保有していないため、同項に違反しない。

4 本件決定4及び本件決定5について

- (1) 本件情報4及び本件情報5は、生活保護の実施にあたり、民法上の扶養や他の法律で定められている公的扶助を生活保護に優先して利用すべきであるとされている生活保護法第4条に基づき、実施機関の職員が生活保護の適正な実施を行うという職務上の必要性から、稼働能力や、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）により障害者自立支援法から名称変更。以下「障害者総合支援法」という。）に定められた自立支援医療の適用の可否について異議申立人の受診している医師に対して行った、生活保護法第25条第2項に基づく照会に対する医師からの回答である。
- (2) したがって、本件情報4及び本件情報5の収集は、条例第6条第3項ただし書第1号「法令等に定めるとき」に該当することから、同項に違反しておらず、また、上述のとおり、事務の目的を明確にし、当該明確にされた事務の目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集していることから、同条第1項にも違反していない。
- (3) なお、本件情報4及び本件情報5にある医療機関からの回答は、生活保護法第50条第1項及び指定医療機関医療担当規程（昭和25年8月厚生省告示第222号。以下「医療担当規程」という。）第7条に基づき、医療機関が異議申立人の病状等を実施機関に回答したものであり、厚生労働省社会・援護局保護課長通知（平成18年3月30日社援保発第0330001号）のⅠ－4－(2)－③－アにおいて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項第1号「法令に基づく場合」に該当するものであるとされている。

5 本件決定6について

- (1) 本件情報6は、異議申立人と〇〇病院内科での予約変更に関する報告書を〇〇病院から生野区へ出すべきではないかとの異議申立人の発言を受けて、平成22年5月24日に〇〇病院から電話があった際の通話内容を、職員が生活保護の適正な実施を行うという職務上の必要性、さらには正確性を確保するために、当日速やかに記録したケース記録票である。
- (2) ケース記録票は大阪市生活保護法施行細則第4条第1項に基づき作成されるところ、生野区では、生活保護の適正な実施を行うという職務上の必要性、さらには正確性を確保するために速やかにケース記録票を作成している。本件についても他のケース記録票と同様の処理を行ったものであり、本件情報6は条例第13条第1項に基づき適正に取り扱ったものである。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 本件各情報について

当審議会において本件各情報を見分したところ、次のとおりであった。

(1) 本件情報1から本件情報3の各情報及び本件情報6について

本件情報1は、異議申立人の生活保護に係る平成19年6月12日から平成21年3月11日の間のケース記録のうち、〇〇医院に係る記載及び生活保護の決定通知書の教示に係る記載の部分である。

また、本件情報2は、平成21年3月12日から平成22年2月2日の間の、本件情報3は、平成21年3月2日の、本件情報6は、平成22年5月24日の、異議申立人の生活保護に係るケース記録である。

なお、本件情報2には、異議申立人に係るケース記録の他、「保護変更申請書（傷病届）」等、異議申立人の生活保護に関して、異議申立人が実施機関へ提出した申請書面や、医療機関が実施機関に対して送付した「医療要否意見書」、「給付要否意見書」及び「診療報酬明細書」が含まれていた。

ここで、ケース記録とは、大阪市生活保護法施行細則に基づき、生活保護の被保護世帯の実情を明らかにし、保護決定の根拠を示す基礎資料として、保護の実施機関が、その世帯の実態（家族構成、生活歴・職歴・生活実態・病状等）をはじめ、訪問調査活動結果や指導指示の内容、今後の援助方針等その世帯への援助や決定に関する重要な事項を記載するものである。

(2) 本件情報4及び本件情報5について

本件情報4及び本件情報5は、異議申立人に係る診療状況についての回答である。

ここで、実施機関によれば、診療状況についての回答とは、生活保護の実施にあたり、民法上の扶養や他の法律で定められている公的扶助を生活保護に優先して利用すべきであるとされている生活保護法第4条に基づき、生活保護の実施機関の職員が生活保護の適正な実施を行うという職務上の必要性から、稼働能力や障害者総合支援法に定められた自立支援医療の適用の可否を異議申立人の受診している医師に対し行う、生活保護法第25条第2項に基づく照会に対する医師の回答である、とのことであった。

3 争点

実施機関は、本件各請求について、本件各決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件各決定を取り消し、本件各情報の利用を停止すべきであるとして争っている。

したがって、本件各異議申立てにおける争点は、本件各情報について、実施機関が利用停止を行う義務の有無である。

4 保有個人情報の利用停止請求について

条例第 36 条第 1 項は、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨から、何人に対しても、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の利用停止を請求することができるとともに、利用停止請求の要件を定めている。そのうち、同項第 1 号は、自己に関する個人情報の違法収集、自己に関する保有個人情報の事務の目的を超えた保有及び利用について、当該保有個人情報の利用停止を請求する権利を保障することを明らかにしたものである。

自己に関する個人情報の違法収集とは、適正かつ公正な手段による収集の規定（条例第 6 条第 1 項）、思想、信条その他の個人情報の原則収集禁止の規定（同条第 2 項）、本人収集の原則の規定（同条第 3 項）に違反して個人情報を収集している場合や、事務の目的の明示（第 7 条第 1 項）を怠って個人情報を収集している場合をいう。

また、自己に関する保有個人情報の事務の目的を超えた保有及び利用とは、条例第 10 条第 1 項が許容する限度を超えて事務の目的以外の目的で当該保有個人情報を利用している場合や、条例第 13 条第 3 項の規定に違反して、事務の目的の達成に必要な範囲を超えて当該保有個人情報を保有している場合をいう。

5 本件決定 1 の妥当性について

(1) 異議申立人は、本件請求 1 に係る利用停止請求書の「利用停止請求の理由」欄に「第 36 条(1)の前段部分、適切に収集されていない為。」と記載していることから、本件請求 1 は、実施機関の本件情報 1 に係る条例第 6 条第 1 項から第 3 項及び条例第 7 条第 1 項の違背を主張するものと解される。

(2) 本件情報 1 に係る条例第 6 条第 1 項違背の有無について

ア 条例第 6 条第 1 項は、「実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該明確にされた事務の目的（以下「事務の目的」という。）の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。」と規定している。ここでいう「事務の目的を達成するために必要な範囲」とは、当該事務を遂行する上で、必要であると認められる個人情報の範囲をいい、「適正かつ公正な手段」とは、法規に適合し、かつ、社会通念に照らして是認できる手段をいう。

イ ここで、本件情報 1 は、異議申立人に係る生活保護の実施に関して異議申立人の主張等をもとに実施機関が作成したケース記録であり、異議申立人に係る生活保護事務を遂行する上で必要であると認められる個人情報の範囲内で、法規に適合し、かつ、社会通念に照らして是認できる手段により収集されたものであると認められる。

ウ したがって、実施機関が条例第 6 条第 1 項に違反して個人情報を収集したとは認められない。

(3) 本件情報 1 に係る条例第 6 条第 2 項違背の有無について

ア 条例第 6 条第 2 項は、「実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められ

る事項に関する個人情報を収集してはならない。」と規定している。

イ 当審議会が見分したところ、本件情報1には、そもそも条例第6条第2項で原則として収集禁止と規定されている「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」が含まれているとは認められなかった。

ウ したがって、実施機関が条例第6条第2項に違反して個人情報を収集したとは認められない。

(4) 本件情報1に係る条例第6条第3項違背の有無について

ア 条例第6条第3項は、「実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」と規定し、同項ただし書で「法令等に定めがあるとき」（第1号）をはじめ本人以外の者から収集することができる場合を同項第1号から第7号までで限定列挙している。

イ ここで、本件情報1は、異議申立人の生活保護等に関して、異議申立人が実施機関に対して主張した内容等が記載されており、その性質上、本項ただし書該当性を論ずるまでもなく異議申立人本人から直接収集していることが認められる。

ウ したがって、実施機関が条例第6条第3項に違反して個人情報を収集したとは認められない。

(5) 本件情報1に係る条例第7条第1項違背の有無について

ア 条例第7条第1項は、「実施機関は、前条第3項の規定により本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集しようとするときは、…あらかじめ、本人に対し、当該個人情報に係る事務の目的を明示しなければならない。」と規定している。

イ 当審議会において見分したところ、本件情報1は、前記2(1)に記載の性質上、異議申立人本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を収集したものではないことが認められることから、条例第7条第1項の適用を受けるものではない。

ウ したがって、実施機関が条例第7条第1項に違反して個人情報を収集したとは認められない。

6 本件決定2の妥当性について

(1) 異議申立人は、本件請求2に係る利用停止請求書の「利用停止請求の理由」欄に「条例第6条第3項の規定に違反して、収集されたと思われる為」と記載していることから、本件請求2は、実施機関の本件情報2に係る条例第6条第3項の違背を主張するものと解される。

(2) 本件情報2に係る条例第6条第3項違背の有無について

ア 「医療要否意見書」、「給付要否意見書」及び「診療報酬明細書」を除く本件情報2については、異議申立人の生活保護等に関して、異議申立人が実施機関に対して主張した内容等が記載されており、その性質上、本項ただし書該当性を論ずるまでもなく異議申立人本人から直接収集していることが認められる。

イ ここで、「診療報酬明細書」について、当審議会は既に平成7年10月2日付け答申第1号において、「医療費の支払事務や助成事務を適正に行うためには治療内容等の個人情報を収集する必要があるが、制度上医療機関は診療報酬明細書を保険者等に提出することとされており、本人以外の者から個人情報を収集せざるを得ないものである。」との実施機関の諮問が妥当であると判断しており、本件情報2のうち「診療報酬明細書」の収集は条例第6条第3項第7号に該当すると認められる。

ウ また、本件情報2のうち「医療要否意見書」及び「給付要否意見書」（以下「当該情報」という。）の収集について、実施機関は、前記第4の2(2)のとおり主張しているが、当審議会において確認したところ、医療扶助運営要領の「第3 医療扶助実施方式」において、当該情報の収集について、前記第4の2(2)と同趣旨の記載が認められた。

ここで、条例第6条第3項第1号の「法令等に定めがあるとき」とは、法令等に本人以外から収集できることを明文で定めている場合のほか、法令等の規定の趣旨、目的からみて、本人以外の者から収集することができるものと解される場合を含むものと解される。

したがって、当該情報の収集自体が生活保護法で規定されているものではないが、指定医療機関に対する検査権限を定めている生活保護法第54条第1項の規定の趣旨、目的及び上記医療扶助運営要領の記載を踏まえると、当該情報の収集は、条例第6条第3項第1号に規定する「法令等に定めがあるとき」に該当すると認められる。

エ したがって、実施機関が条例第6条第3項に違反して個人情報を収集したとは認められない。

7 本件決定3から本件決定6の妥当性について

保有個人情報の利用停止請求について、条例第36条第1項各号に該当する違反の事実があると実施機関が認めるときは、実施機関は保有個人情報の利用停止を行わなければならない。

ここで、当審議会において本件請求3から本件請求6に係る利用停止請求書の「利用停止請求の理由」欄及び別表1から別表6の(こ)欄の記載内容を見分したところ、異議申立人が条例第36条第1項各号に該当すると考える根拠や、請求を受けた実施機関において事実関係を確認するために必要な調査を実施できる程度に明確かつ具体的な記載は見受けられなかった。

これを踏まえると、本件請求3から本件請求6について、実施機関に本件情報3から本件情報6の利用停止を行う義務があると解することはできない。

8 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

別表 1

(あ)	諮問受理番号	平成 21 年度諮問受理第 3 号
(い)	諮問	平成 21 年 11 月 4 日付け大生支第 302 号
(う)	請求日	平成 21 年 7 月 17 日
(え)	利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	ケース記録中請求者に係る生活保護記録の全て（生活保護記録）（平成 19 年 6 月 12 日から平成 21 年 3 月 11 日まで）
	利用停止請求の趣旨	利用停止を求める箇所（2 件－〇〇病院、教示） 求める措置の内容（消去）
	利用停止請求の理由	第 36 条(1)の前段部分、適切に収集されていない為。並びに客観的事実が不明。
(お)	担当	生野区保健福祉センター生活支援担当
(か)	決定	平成 21 年 8 月 12 日付け大生支第 182 号 利用停止不承認決定
(き)	利用停止請求に係る保有個人情報	ケース記録中、請求者に係る生活保護記録の全て（生活保護記録）（平成 19 年 6 月 12 日から平成 21 年 3 月 11 日まで）のうち、「〇〇医院」と「教示」に関する箇所。
(く)	利用停止を行わない理由	条例第 6 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反して収集していないため。 （説明） 「〇〇医院」の件については、本市の生活保護実施機関が被保護者に発行している「休日・夜間診療依頼証」による診察を同医院から拒否され、自費になると言われたとの請求人からの抗議の電話を受けてから、本市の健康福祉局も連携して対応を行った記録である。また、「教示」の件については、「外国籍の被保護者の不服申立てについて決定通知書に記載がない。」との指摘を受けてから、同様に本市の健康福祉局や大阪市保健所と連携して対応を行った記録である。 いずれも、生活保護の実施に関わるものであり、ケース記録の目的に合致していることから、条例第 6 条第 1 項の違反とならない。また「思想・信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」を収集したものでもない。本人から直接収集したものであり、同条第 2 項及び第 3 項の規定に違反するものではない。
(け)	異議申立て年月日	平成 21 年 9 月 28 日
(こ)	異議申立人の主張	利用停止不承認決定を取り消し、利用停止求める。 ほぼ、半数の不適切な記録（〇〇医院に係る部分と外国籍の教示有無に係る部分）は、個人情報に値しない為。 個人情報取り扱い、職員の偏見（主観的、及び、憶測）に寄るもの禁止されている。医師も同じく、検診欠いた診断禁止事項有。※特に内科系は、肉眼診断不可

別表 2

(あ)	諮問受理番号	平成 22 年度諮問受理第 8 号
-----	--------	-------------------

(い)	諮問	平成 22 年 9 月 28 日付け大生生第 364 号
(う)	請求日	平成 22 年 7 月 6 日
(え)	利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	私の生活保護ケース記録にかかる平成 21 年 3 月 12 日～平成 22 年 2 月 2 日までの分、全部。
	利用停止請求の趣旨	利用停止を求める箇所（当該生活保護記録にかかる全部） 求める措置の内容（消去）
	利用停止請求の理由	条例第 6 条第 3 項の規定に違反して、収集されたと思われる為
(お)	担当	生野区保健福祉センター生活支援担当
(か)	決定	平成 22 年 8 月 5 日付け大生生第 235 号 利用停止不承認決定
(き)	利用停止請求に係る保有個人情報	私の生活保護ケース記録にかかる平成 21 年 3 月 12 日～平成 22 年 2 月 2 日までの分、全部。
(く)	利用停止を行わない理由	条例第 6 条第 3 項の規定に違反して収集していないため。 (説明) 「医療要否意見書」「給付要否意見書」「レセプト」以外の請求者から提出された「保護変更申請書（傷病届）」「住宅扶助申請書」等や請求者からの発言内容については、本人から収集したものであり、条例第 6 条第 3 項に違反しない。 また、生活保護法第 15 条の医療扶助は、生活保護手帳の中に医療扶助運営要領として定められており、第 3 医療扶助実施方式の中で「医療要否意見書」「給付要否意見書」については、「各給付要否意見書の提出については、申請者の事情等により指定医療機関から直接提出させても差しつかえないこと。」と定められており、医療機関が法令等に基づき送付した文書を収集したものであり、条例第 6 条第 3 項ただし書第 1 号に該当するため、同項に違反しない。 「レセプト」（診療報酬請求明細書）については、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年 8 月 2 日厚生省令第 36 号）第 1 条に、保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）を担当する病院若しくは診療所又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局は、療養の給付又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により行うものとする定められており、次に掲げる医療に関する給付として、同条第 4 項で生活保護法第 15 条の医療扶助又は医療支援給付ができると定められており、医療機関が法令等に基づき送付した文書を収集したものであり、条例第 6 条第 3 項ただし書第 1 号に該当するため、同項に違反しない。
(け)	異議申立て年月日	平成 22 年 8 月 26 日
(こ)	異議申立人の主張	利用停止不承認通知書の取り消しを求める。 事実が、記録されていない。 多様に異議申立て争う期間の為、全く、「個人情報」定義反している。多件と照合求める。

別表 3

(あ)	諮問受理番号	平成 22 年度諮問受理第 9 号
(い)	諮問	平成 22 年 9 月 28 日付け大生生第 366 号
(う)	請求日	平成 22 年 7 月 9 日
(え)	利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	別紙平成 21 年 3 月 2 日ケース記録 1 枚分。
	利用停止請求の趣旨	利用停止を求める箇所（上記ケース記録） 求める措置の内容（消去）
	利用停止請求の理由	今日までのケース記録開示に出てこなかった為、知らない点が、記載されている。 作成者不明の為、信用出来ない。
(お)	担当	生野区保健福祉センター生活支援担当
(か)	決定	平成 22 年 8 月 9 日付け大生生第 249 号 利用停止不承認決定
(き)	利用停止請求に係る保有個人情報	ケース記録（平成 21 年 3 月 2 日分）
(く)	利用停止を行わない理由	条例第 6 条第 1 項から第 3 項及び第 7 条第 1 項の規定に違反して収集していないため。また、第 10 条第 1 項の規定に違反して利用又は提供していないし、第 13 条第 3 項の規定に違反して保有していないため。 （説明） 生活保護記録（ケース記録）は、「被保護者世帯の実情を明らかにし、保護決定の根拠を示す基礎資料として、その世帯の実態（家族構成、生活歴・職歴・生活実態・病状等）をはじめ、訪問調査活動結果や指導指示の内容、今後の援助方針等その世帯への援助や決定に関する重要な事項を記載します。」（生活保護の基礎知識：大阪市健康福祉局生活福祉部生活保護担当作成）と明記しています。 平成 21 年 3 月 2 日のケース記録については、請求者が当日、生野区役所へ来庁し、請求者の実態、要望及び世帯への援助や決定に関することについて、ケースワーカーが記録したものである。 条例第 6 条第 1 項では、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該明確にされた事務の目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならないと規定していますが、平成 21 年 3 月 2 日のケース記録は、生活保護の実施に関わるものであり、また、ケース記録の目的に合致しているため、本項に違反しない。 条例第 6 条第 2 項では、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならないと規定していますが、同項に定める思想、信条及び宗教に関する個人情報でないため、本項に違反しない。 条例第 6 条第 3 項では、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならないと規定していますが、本人から収集しているた

		め、本項に違反しない。 条例第7条第1項では、第6条第3項の規定により本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ、本人に対し、当該個人情報に係る事務の目的を明示しなければならないと規定していますが、請求者から口頭により個人情報を収集しており、書面により収集したものでないため、本項に違反しない。 平成21年3月2日のケース記録については、眼鏡の不支給に対して請求者が大阪府へ審査請求し、生野区保健福祉センターが証拠書類として大阪府へ提出していますが、審査請求に対する大阪府への証拠書類の提出については、行政不服審査法第28条で規定しており、条例第10条第1項ただし書第1号に該当するため、本項に違反しない。 条例第13条第3項では、事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならないと規定していますが、事務の目的を超えて保有していないため、本項に違反しない。 また、利用停止請求の理由の1点目として、今日までのケース記録開示に出てこなかった為、知らない点が記載されているとしていますが、平成21年3月2日のケース記録については、上記でも説明したとおり、請求者の実態、要望及び世帯への援助や決定に関することについて、ケースワーカーが作成し、平成21年3月26日付け大生支第5426号の部分開示決定「請求者に係る生活保護記録の全て（平成19年6月12日から平成21年3月11日まで）」の中にも対象文書として含まれており、平成21年6月9日、30日及び9月28日の開示の際にも対象文書として含まれているため、後から作成したものではない。 利用停止請求の理由の2点目として、作者不明の為、信用できないとしていますが、利用停止請求された際に提出した資料は、請求者が眼鏡の不支給に関して大阪府へ審査請求され、生野区保健福祉センターが大阪府へ提出した証拠書類を情報提供したものであり、作成者の印影が不鮮明であったことはお詫びいたしますが、ケース記録の作成者は請求者を担当しているケースワーカーであり、作成者不明ではない。
(け)	異議申立て年月日	平成22年8月26日
(こ)	異議申立人の主張	利用停止不承認通知書の取り消しを求める。 事実が、記録されていない。

別表4

(あ)	諮問受理番号	平成23年度諮問受理第16号
(い)	諮問	平成23年9月13日付け大生保生第428号
(う)	請求日	平成23年8月1日
(え)	利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	平成20年3月29日「診療状況照会書」 ※3ヶ月以上未受診上の診断判明の為、後々、医師法第20条違反を行政指導された実態が、医療対策市民の声 No. 1001-10970-001-01 表明。

	利用停止請求の趣旨	利用停止を求める箇所（医師法第 20 条違反の為、無効とする。） 求める措置の内容（利用の停止）
	利用停止請求の理由	大生保生第 76 号・市民の声 No. 1101-10667-001-01・1001-10970-001-01・1101-10806-001-01・1101-11258-001-01・1101-11498-001-01 から、違法。
(お)	担当	生野区役所保健福祉課（生活支援）
(か)	決定	平成 23 年 8 月 31 日付け大生保生第 399 号 利用停止不承認決定
(き)	利用停止請求に係る保有個人情報	平成 20 年 3 月 29 日付けの「診療状況についての回答書」
(く)	利用停止を行わない理由	利用停止請求された個人情報は、他法他施策の活用の原則など生活保護の適正な実施のために、生野区保健福祉センターが平成 20 年 3 月 26 日付けで主治医に「診療状況についての照会」を行い、主治医から同月 29 日付けで回答されたものである。 請求人は本市健康福祉局医療対策課が主治医に医師法第 20 条違反を行政指導したため、当該文書は無効であると主張しているが、本市健康福祉局医療対策課が主治医に対して行った指導は、「医師法の趣旨に照らして望ましくないと言わざるを得ない旨、指導しました。」となっており、行政機関が「医師法第 20 条に違反し無効である。」と断定したものではない。 また、これまでに当該文書が医師法第 20 条違反すると裁判所など第三者機関に判断されたことはない。
(け)	異議申立て年月日	平成 23 年 9 月 5 日
(こ)	異議申立人の主張	条例第 2 条「個人情報の定義」に反する為、処分の取り消しを求める。 医師法第 20 条は、3 ヶ月以上未受診診断不可を規定。断言・断定している為、行政指導行っていた。不要書面だ。断定に基づく場合のみ、行政指導行う。違法の推定で行えない。 前提事案経違有る書面は、不正確な個人情報を利用停止、むしろ、廃棄すべき文書だ。

別表 5

(あ)	諮問受理番号	平成 23 年度諮問受理第 17 号
(い)	諮問	平成 23 年 9 月 13 日付け大生保生第 430 号
(う)	請求日	平成 23 年 8 月 1 日
(え)	利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	〇〇病院「消化器内科」の示す診療状況照会書 ※5 月末明に医療対策からも訂正指示有った。
	利用停止請求の趣旨	利用停止を求める箇所（訂正されない為、照会書無効とする。） 求める措置の内容（利用の停止）
	利用停止請求の理由	レセプトとの照合出来ない。 診療状況照会書との照合出来ない。
(お)	担当	生野区役所保健福祉課（生活支援）
(か)	決定	平成 23 年 8 月 31 日付け大生保生第 400 号 利用停止不承認決定

(き)	利用停止請求に係る保有個人情報	〇〇病院（消化器内科）から提出された診療状況回答書
(く)	利用停止を行わない理由	利用停止請求された個人情報は、請求人の申し出により生野区保健福祉センターが平成 22 年 10 月 27 日付けで主治医に「診療状況についての照会」を行い、主治医から 11 月 15 日に収集したものである。 利用停止請求の趣旨を「訂正されないため、照会書無効とする。」となっているが、診療状況回答書に訂正を行うか否かは回答書を作成した医療機関が判断すべきものであり、訂正しないことを理由とした本請求は、条例第 36 条各号のいずれにも該当すると認められないため。
(け)	異議申立て年月日	平成 23 年 9 月 5 日
(こ)	異議申立人の主張	処分の取り消しを求める。 現に訂正行っている為、不要な書面と成る。※医療対策に訂正指示されている。異議申立人が、3/15 に訂正求めても却下する。 何故、不足な本件文書が、何の目的に利用するのか。区不信極まる中、正確な診療状況照会書保有が、展望、悪用防止と考えて当然だ。第一、不足なので、不正確不書だ。条例第 6・7 条に反する本件文書だ。

別表 6

(あ)	諮問受理番号	平成 23 年度諮問受理第 18 号
(い)	諮問	平成 23 年 9 月 13 日付け大生保生第 432 号
(う)	請求日	平成 23 年 8 月 1 日
(え)	利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	ケース記録中、「平成 22 年 5 月 24 日」部分（別紙ケース記録抜粋）
	利用停止請求の趣旨	利用停止を求める箇所（全文一ページ全部） 求める措置の内容（利用の停止）
	利用停止請求の理由	〇〇病院と生野区役所と事実関係違う為、同院の担当者も違う。（22 年は、〇〇次長）
(お)	担当	生野区役所保健福祉課（生活支援）
(か)	決定	平成 23 年 8 月 31 日付け大生保生第 401 号 利用停止不承認決定
(き)	利用停止請求に係る保有個人情報	ケース記録中、「平成 22 年 5 月 24 日」部分
(く)	利用停止を行わない理由	利用停止請求された個人情報は、平成 22 年 5 月 24 日、〇〇病院の医事課〇〇次長との電話内容を記録した個人情報である。 利用停止請求の理由を「〇〇病院と生野区役所と事実関係が違う為、同院の担当者も違う。（22 年は、〇〇次長）＝（原文のまま）」としています。〇〇病院と事実関係を生野区が争ったことはない。
(け)	異議申立て年月日	平成 23 年 9 月 5 日
(こ)	異議申立人の主張	処分の取り消しを求める。（〇〇次長は、認めていない。）※送電し、確認した！録音済 口裏合わせしている為、個人情報を遊んでいる。予約問題は、21 年 12

		月 25 日当院「謝罪」で終えていた。 ※22 年 2 / 1 ケース記録に当院要請無し！と記載有るが、他方の医療対策録は、要請有り！と記載有る〇〇次長主張矛盾（有・無）を提示したが、無視。医療対策と無調整は、条例第 2 条違反だ。 保健所医療対策記録と整合性欠く。（他法の件同様）異議申立人は、医療対策を肯定。区は、否定。個人情報全く不正。「予約」は、治療継続の場合行う規定（当院）。
--	--	--